

事例番号:300349

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第四部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 22 週 血圧 143/78mmHg、再測定で 126/69mmHg

妊娠 24 週 血圧 148/74mmHg、再測定で 131/77mmHg

3) 分娩のための入院時の状況

妊娠 35 週 4 日

6:00 頃- 腹痛あり

10:20 頃 性器出血あり

11:25 超音波断層法で胎児徐脈を確認、入院

4) 分娩経過

妊娠 35 週 4 日

11:30 腹部板状硬あり、胎児心拍確認できず

11:33 血圧 156/82mmHg

11:39 常位胎盤早期剥離の疑いで帝王切開により児娩出、胎盤の 8-9
割剥離、ケーベル徴候あり

胎児付属物所見 胎盤の大部分に凝血塊付着

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:35 週 4 日

(2) 出生時体重:2092g

(3) 臍帯動脈血ガス分析:pH 6.745、PCO₂ 121.5mmHg、PO₂ 印字判読不明、

HCO₃⁻ 16.3mmol/L、BE -21.8mmol/L

- (4) Apgarスコア: 生後 1 分 0 点、生後 5 分 0 点
- (5) 新生児蘇生: 人工呼吸(バッグ・マスク、チューブ・バッグ)、胸骨圧迫、気管挿管、アドレナリン注射液投与
- (6) 診断等:
 - 出生当日 重症新生児仮死、新生児低酸素性虚血性脳症、早産児、低出生体重児、低血糖
- (7) 頭部画像所見:
 - 生後 27 日 頭部 MRI で低酸素・虚血を呈した所見

6) 診療体制等に関する情報

- (1) 施設区分: 診療所
- (2) 関わった医療スタッフの数
 - 医師: 産科医 1 名
 - 看護スタッフ: 助産師 3 名、看護師 1 名、准看護師 1 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は、常位胎盤早期剥離による胎児低酸素・酸血症であると考えられる。
- (2) 妊娠高血圧症候群が常位胎盤早期剥離の関連因子である可能性がある。
- (3) 常位胎盤早期剥離の発症時期は特定できないが、妊娠 35 週 4 日の 6 時頃またはそれ以前の可能性があると考えられる。

3. 臨床経過に関する医学的評価

1) 妊娠経過

妊娠中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

- (1) 妊娠 35 週 4 日の妊産婦からの電話連絡(持続的な腹痛、多量の性器出血)に対して来院を指示した際、「家族からみた経過」によると付き添う人がいるのであれば自家用車で来院するよう指示したとされている。その通りであれば、最も迅速な来院方法を検討せずに家族に指示したことは選択されることが少ない対応である。

- (2) 受診後の対応(内診、超音波断層法)は一般的である。
- (3) 内診所見(性器出血)および超音波断層法(胎児徐脈)より、常位胎盤早期剥離疑いと診断し、帝王切開を決定したことは医学的妥当性がある。
- (4) 帝王切開決定後に高次医療機関 NICU に新生児搬送を依頼したことは適確である。
- (5) 帝王切開決定から 14 分後に児を娩出したことは一般的である。
- (6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸、胸骨圧迫、気管挿管、チューブマスクによる人工呼吸)、および高次医療機関 NICU に新生児搬送したことは一般的である。

4. 今後の産科医療向上のために検討すべき事項

1) 当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

胎盤病理組織学検査を実施することが望まれる。

【解説】胎盤病理組織学検査は、胎盤の異常が疑われる場合、また重症の新生児仮死が認められた場合には、その原因の解明に寄与する可能性がある。

2) 当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

すでに検討されているが、妊産婦から電話連絡があった際に、緊急事態が予測されるかどうかの判別等も含めて電話対応について院内のルールを決めることが望まれる。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

- ア. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。
- イ. 子宮内感染や胎盤の異常が疑われる場合、重症の新生児仮死が認められた場合、胎児発育不全の場合など、胎盤病理組織学検査の実施推奨につい

て「産婦人科診療ガイドライン-産科編」への記載を検討することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。